

実際に送られてきた架空請求はがき(見本)

特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

数字3桁

訴訟番号 ()

ひらがな1字

この度、御通知致しましたのは貴方の利用されていた契約会社、ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を御通知致します。裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、御連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾して戴く様お願い致します。裁判取り下げ等のご相談に關しましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

桐花紋のような紋章

※取下げ最終期日 平成31年2月8日

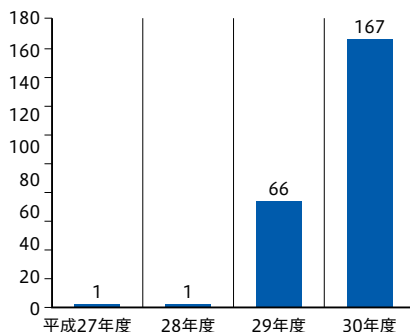
地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-

東京都千代田区霞が関1- 受付時間 9:00~19:00

消費生活センターでは、消費生活相談員が悪質商法の被害や事業者とのトラブル、製品事故など、様々な相談に対応しています。また、被害を未然に防ぐために出前講座などを通じて情報提供を行っています。被害に遭った場合も被害の早期回復のため、速やかに消費生活センターに相談してください。

消費生活センターに寄せられた
架空請求はがきの相談件数



架空請求のはがきが 明日、送られてくるかもしれません

平成29年の夏頃から架空請求はがきの相談が急増しています。不審に感じたら消費生活センターへ相談を！

問合先 消費生活センター ☎ 271・1111

最近の相談事例

「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれ、桐花紋が印刷されたはがきが届いた

「地方裁判所管理局」とあり、公的機関のようにも思われる。しかし、訴訟を起こされるような未払いが今まであったとは思えない。事前連絡がなく、はがきで裁判所から通知が来ることもおかしいと思った。架空請求かどうか確認したい。

【対応方法】

「地方裁判所」と名乗っていますが、裁判所とは一切関係がありません。裁判所の名称を不正に使用しています。桐花紋のような紋章が印刷され

ていますが、公的機関からの通知ではありません。正式な裁判手続きでは、訴状は「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封書を郵便局員が手渡すことが原則となっています。

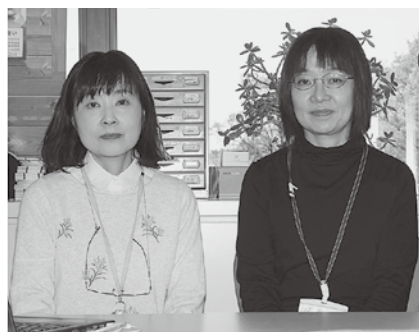
最近では、封書の架空請求通知もありますが、訴状が郵便ポストに投げ込まれることはありません。はがきや封書が届いても絶対に連絡を取らないでください。

架空請求かどうかわからないときは、消費生活センターにご相談ください。



消費生活センター

消費生活相談員が相談に応じます



場所 市役所2階

相談日時

・月・金曜日(来所相談および電話相談) 9時30分~12時、13時~15時

・土曜日(電話相談のみ) 9時30分~12時

持ち物 次の資料などをご用意ください。相談がスムーズに進みます。

- ・契約書
- ・保証書
- ・写真
- ・購入のきっかけとなった広告やパンフレット
- ・保存してある画面やURL、メールなど
- ・契約までの経緯を時系列にまとめたメモ

身近な消費トラブルを知ろう

相談
事例

消費生活センターでの相談事例を紹介

ケース1

「保険金が使える」という 住宅修理契約トラブル

自宅に訪問してきた業者から「お宅の瓦屋根が壊れている。災害が原因であれば加入している火災保険を利用して無料で修理できる。保険会社への申請も代行する」などと勧誘されたが、本当に無料で修理できるのだろうか。

【解説】

自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になるケースがあることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法です。対象になるのはあくまで自然災害であり、また契約内容にもよるので、経年劣化などで対象外になった場合は全額自己負担となるケースや、違約金を請求される場合もあります。

【ワンポイントアドバイス】

- ★すぐに契約せず、修理する場合は複数の業者から見積もりをとりましょう
- ★保険が適用されるかどうかは、自分で保険会社に確認しましょう
- ★訪問販売の場合はクーリング・オフできるケースがあります

ケース2

ラグビーワールドカップ2019 日本大会のチケット購入トラブル

ラグビーワールドカップ2019日本大会のチケットをインターネットで購入しようと思い、検索画面でトップに出たサイトにアクセスし、申し込みをした。しかし、自分が申し込んだのは、公式チケット販売サイトではなく、海外のチケット転売仲介サイトだったことがわかった。

【解説】

検索サイト利用時、画面トップに広告として表示された海外のチケット転売仲介サイトなどを消費者は公式チケット販売サイトと勘違いして申し込んでしまうケースがあります。非公式チケット販売サイトで扱われているチケットは公式チケット販売サイトで販売している代金より高額な場合や手数料が必要な場合があります。また、公式チケット販売サイトには非公式チケット販売サイトで販売されているチケットは利用できない旨の注意喚起が掲載されています。

【ワンポイントアドバイス】

- ★チケットを購入する際には公式チケット販売サイトであることを確認して購入しましょう！ 東京オリンピック・パラリンピックも同様です！

公式チケット販売サイト

(公財)ラグビーワールドカップ2019組織委員会
(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

出前講座

市民の消費生活トラブルの未然防止や被害の拡大防止のために、自治会やグループなどを対象に相談員が出向き、講座を行います。被害状況の全国的な動向や市内で発生している事例を紹介し、どうしたら被害が防げるか、被害に遭ったらどうするかなどの情報を届けます。



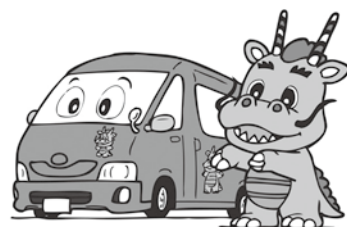
弁護士による 消費生活専門相談

「クレジットやローンの支払いが苦しいので債務整理の方法が知りたい」、「賃貸アパート退去時に高額な原状回復費用を請求された」など、契約について、専門家の意見が聞きたいときは、ご相談ください。

日時 毎月第4金曜日13時～17時
相談時間 30分
申込み 毎月5日9時30分から消費生活センターへ（5月は7日火から）

「つるバス・つるワゴン」のルート・ダイヤが6月から一部変更になります

問合先 都市計画課交通政策担当



平成23年から運行を開始したつるバス・つるワゴンは、平成29年度には29万人を超える多くの皆さんに利用していただき、利用者は増加傾向にあります。

6月に改正するルート・ダイヤでは、より使いやすく、より多くの皆さんにご利用いただける公共交通となるよう、運行環境の変化に合わせ、公共交通不便地域の解消や改善要望に対応し、一部路線の見直しを実施します。

主な運行ルートの見直し内容

○つるワゴン上新田・若葉駅

西口線の延伸

①高倉第二地区への延伸

「前山団地」停留所から池尻池公園まで延伸し、「鶴ヶ島ほほえみの郷」、「高倉クリンセンター」、「池尻池公園」

停留所を新設します。

②関越病院と坂戸駅南口の經由

新たに、関越病院と坂戸駅南口を経由します。

これに伴い、この路線に限り、「善能寺」、「脚折町三丁目交差点」停留所を廃止し、近くに「善能寺西」停留所を新設します。

○関越病院敷地内への乗り入れ

・つるワゴン松ヶ丘・関越病院線(ピンク)

・つるワゴン上広谷・坂戸駅南口線(茶)

・つるワゴン坂戸駅線(緑)

関越病院の敷地内に新たにロータリーが整備されることから、現在、北側道路にある2か所の停留所を、ロータリー内の1か所に移設・集約し、利便性の向上を図ります。

○つるバス南北線の停留所新設

つるバス「中央図書館」停留所と「清光苑」停留所の間に、「三ツ木上」停留所を新設します。

時刻表の配布について

変更内容の詳細は、今月号の広報紙に折り込まれている時刻表をご確認ください。

埼玉県議会議員一般選挙(西第11区鶴ヶ島市)の結果

問合先 選挙管理委員会

当選人 長峰 宏芳

4月7日の埼玉県議会議員一般選挙(西第11区鶴ヶ島市)(定数1人)は、無投票となりました。

プレミアム付商品券販売のお知らせ

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

消費税率10%への引き上げに伴う対応として、住民税非課税者・子育て世帯向けにプレミアム付商品券を販売します。

住民税非課税者分の対象

平成31年度住民税非課税の方。ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者などは除く。該当する可能性のある方には、6月以降、個別にお知らせを郵送します。

子育て世帯分の対象

平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主の方。該当する方には、9月頃、

商品券購入のための引換券を郵送します。

便乗詐欺に注意

プレミアム付商品券販売を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください。

・市からATM(銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることはありません
・市から給付金支給に際し、手数料などの振り込みを求めることはありません
・市から世帯構成や銀行口座番号などの個人情報照会することはありません



早期発見！生活習慣病性腎症重症化予防対策事業を実施します

問合先 保険年金課国民健康保険担当

早期発見 重症化予防のために

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高めるだけでなく、重症化すると腎症、網膜症、神経障害など日常生活に大きな影響を及ぼす合併症を引き起こす病気です。

重症化予防のためには、病気の早期発見と継続的な治療、食事や運動面での生活習慣の改善が重要とされています。

市では、埼玉県および埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で国民健康保険被保険者を対象に特定健診のデータや医療機関受診状況を分析し、生活習慣病性腎症重症化予防対策事業を実施します。

該当する方には、次の案内をお届けします（一部電話連絡を含む）。案内の送付を希望しない方は、5月17日（金）までにご連絡ください。

受診勧奨のご案内

「受診勧奨通知」の郵送や受託業者が電話連絡を行います。

対象

①糖尿病の治療が必要な方

②糖尿病の治療を中断された方

生活指導のご案内

適切な食事の摂り方や適度な運動の実践など生活習慣病を改善するための「生活習慣改善支援プログラムのご案内」を郵送します。

対象

糖尿病性腎症（※）の重症化リスクが高い方で主治医が必要と認めた方

※ 糖尿病性腎症

糖尿病の合併症のひとつで高血糖状態が続くことにより、腎臓の機能が損なわれ、血液中の老廃物を尿として排出できなくなり、最終的に腎不全となる危険な病気



教育委員会教育長の就任

問合先 人事課人事担当

教育委員会教育長の浅子藤郎（あさこふじ）さんが3月31日付けで辞職したことに伴い、松井克彦（まついかつひこ）さんを4月1日付けで任命しました。



光化学スモッグにご注意ください

問合先 生活環境課環境保全担当

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設や市内の金融機関に看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県のホームページでは最新の情報をお知らせしていますので、ご利用ください（鶴ヶ島市は「県南西部地域」に含まれます）。

注意報が発令されたら

- ・外出は極力避ける
- ・目などに刺激を感じたら、すぐ室内に入る
- ・自動車の使用を控える
- ・乳幼児、高齢者、病弱な方は、健康な成人よりも被害を受けやすいので特に注意する

光化学スモッグが発生しやすい気象条件

天気／晴れまたは薄曇り
風向／朝方に北よりの弱い風が吹き、日中南寄りの風になる

風速／日中の平均風速が秒速4 m以下

気温／日中最高気温が25℃以上

光化学スモッグとは

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物に、大量の紫外線があたることにより発生するものです。目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。



埼玉県HP

軽自動車税の減免のお知らせ

問合先 税務課市民税担当

障害のある方（以下障害者という）などが所有する車両について、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税が減免されます（障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限る）。

減免の対象となる軽自動車

①障害者、戦傷病者が所有する軽自動車で、自らが運転するもの

②障害者が所有する軽自動車（障害者と生計をともにする方が所有する軽自動車を含む）で、その方の通院、通学、通勤または仕事のためにその方と生計をともにする方が運転するもの

③障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車で、その方を常時介護する方が運転するもの

④軽自動車の構造が、障害者が利用するためのものであるもの

※ ①～③に当てはまる場合でも障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります。減免対象となる障害区分などについてはお問い合わせください。また、①～③については自動車検査証また

は、軽自動車届出済証に「事業用」と記載されているものは除きます

※ 昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納税後の減免はできません
申請に必要な書類など

● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など

● 運転免許証

● 自動車検査証または軽自動車届出済証

● 納税通知書

● 納税義務者のマイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード

※ 障害者と住所が異なる運転者が、同一生計または常時介護している場合には、現況書が必要なため、印鑑をお持ちください

申請期限 5月24日（金）



配当所得などの課税方式の選択について

問合先 税務課市民税担当

上場株式などの配当所得や譲渡所得などについては、個人住民税の納税通知書が届く日までに、確定申告書とは別に、個人住民税の申告書を提出いただくことによって、所得税と異なる課税方式を選択することができます。

異なる課税方式を選択される場合は、住民税申告書の備考欄にその旨をご記入の上、ご提出ください。

（記載例）上場株式の配当所得および譲渡所得について、個人住民税は申告不要制度を選択する。

なお、平成31年度の個人住民税の納税通知書の発送予定日は、次のとおりです。

給与所得者（給与から個人住民税が天引き（特別徴収）される方） 5月13日（月）

それ以外の方 6月10日（月）

固定資産税、軽自動車税の納税通知書発送のお知らせ

問合先 税務課資産税担当・市民税担当

5月1日付けで納税通知書を発送しました。納税通知書が届かないときは、ご連絡ください。

固定資産税・

都市計画税納税通知書

対象 平成31年1月1日現在、鶴ヶ島市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方。ただし、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円）に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は

発送しません。

軽自動車税納税通知書

対象 平成31年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方



軽自動車税についての
詳細はこちら

日本赤十字社会員増強運動にご協力をお願いします

問合先 日本赤十字社鶴ヶ島市地区(福祉政策課福祉政策・地域福祉担当)

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、血液・医療事業などの人道的事業を実施しています。また、住宅火災により生活基盤を失った方に、布団などを支給する活動をしています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動にご賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

本年も、日本赤十字社の活動資金募集について、各自自治会にご協力を依頼しています。自治会役員の方が各世帯を訪問しますので、赤十字事業の一層の充実、発展という趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

また、自治会に未加入で、赤十字活動にご賛同いただける方は、直接福祉政策課にご連絡ください。

日本赤十字社の基本原則

日本赤十字社は、次の7つの原則によって活動しています。

人道 人間のいのち、健康、尊厳を守るため、苦痛の予防

と軽減に努める

公平 差別をせず、最も助け

が必要な人を優先する

中立 全ての人の信頼を得て

活動するため、一切の争いに加わらない

独立 国などの人道活動に協力するが、自主性を保つ

奉仕 利益を求めず、人を救

うため、自発的に行動する

単一 国内唯一の赤十字社として、全ての人に開かれた活動を進める

世界性 世界の赤十字ネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動する

活動資金の主な使い道

1 災害救助活動

2 講習普及活動

3 赤十字ボランティアの養成事業

4 国際救援活動

5 救急医療活動や看護師養成事業

6 安全な血液製剤の安定供給のための血液事業

7 社会福祉事業

8 赤十字会員の加入促進事業や赤十字事業の広報活動

災害義援金・海外救援金受付状況をお知らせします

問合先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

災害義援金・海外救援金への協力をお願いに対して、多くの皆さんから温かいご支援をお寄せいただき、ありがとうございます。

日本赤十字社鶴ヶ島市地区での受付状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)は、次のとおりです。

東日本大震災義援金

2万1224円

平成28年熊本地震災害義援金

6321円

平成29年7月5日からの大雨災害義援金

1万2021円

大阪府北部地震災害義援金

7073円

米原市竜巻災害義援金

7201円

平成30年7月豪雨災害義援金

11万6029円

北海道胆振東部地震災害義援金

13万3233円

バングラデシュ南部避難民救援金

3550円

中東人道危機救援金

3563円

お預かりした災害義援金や海外救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じて被災地に送金され、被災地域の復旧・復興活動に役立てられています。

窓口で配布しています。

また、市ホームページからダウンロードもできます。

その他 補助の決定は、内容を審査後に通知します。

障害者団体などの自発的活動を応援します

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

障害のある方を支援するための自発的活動を行う、障害者団体または障害者支援団体に、予算の範囲内で補助金を交付します(補助上限額あり)。

対象 市内に事務所があり、構成員が5人以上の障害者団体、障害者支援団体

申込み 5月31日(金)までに障害者福祉課障害者福祉担当へ直接。申請書は障害者福祉課



詳細はこちら

令和2年度から11年度の「まちづくりの指針」を策定しています
～第6次鶴ヶ島市総合計画の策定状況をお知らせします～

問合先 政策推進課政策担当

転出者・転入者アンケートへ
のご協力ありがとうございます

総合計画策定にあたり、若

い世代の皆さんに、引越しのきっかけなどを聞かせていただくため、引越し(市から転出または市へ転入)された方を対象にアンケートを実施しました。調査結果など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象 市民課窓口に出出届

たは転入届を提出した方のうち、おおむね40歳代以下の方

実施期間 12月5日～2月4

日

調査方法 スマートフォンか

ら電子申請により回答

回答者数 46

人(転出30人、

転入16人)



詳細はこちら

土地利用構想の一部を
変更しました

埼玉県農業大学校跡地への企業進出を受け、さらなる企業誘致や雇用機会の創出などにつなげ、市の将来像の実現に向けた取組を一層推進するため、土地利用構想の一部を変更しました。変更内容など、

詳しくは市ホームページをご覧ください。



詳細はこちら

総合計画について、皆さんの意見・提案をお待ちしています

スマートフォンから簡単に申請することができます。ぜひ皆さんの意見・提案を聞かせてください。例えば、

・「10年後にこういうまちになって欲しい」という将来像、イメージ

・市政、総合計画に対する意見、要望、提案

・今のまちづくりの課題

・これからのまちづくりの課題

期間 随時

提案方法 パソコン・スマートフォンからの電子申請、

☐ 10200010@city.

tsurugashima.lg.jp、

☎ 271-1190、郵送(〒

350-2292住所不要)

その他 様式自由。件名に「総

合計画につい

て」と記載し

てください。



詳細はこちら

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。

放送日時 5月15日(水)11時頃
放送内容 「(チャイム音)これは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)」
※災害時などは訓練を中止する場合があります
※放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます

総合計画策定の主な取組み

これまで

策定基本方針の決定	平成30年5月
意見募集開始	平成30年6月～【随時受付中】
市民意識調査	平成30年8月
団体ヒアリング①(書面調査)	平成30年8月～9月
団体ヒアリング②(意見交換会)	平成30年10月
転出者・転入者アンケート	平成30年12月～平成31年2月

これから(予定)

まちづくり審議会	平成31年1月～令和元年11月【全11回を予定】
市民意見交換会・市民コメント	令和元年夏頃

固定資産評価審査
委員会委員の選任
問合先 人事課人事担当

固定資産評価審査委員会委員の石川孝虎さんが任期満了となり、後任として3月15日付けで戸口千章さんを選任しました。



防火管理者資格取得(新規)講習会

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合本部予防課 ☎281・3117

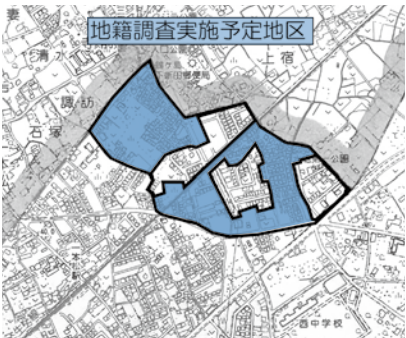
消防法施行令に基づく、防火管理資格(甲種)を取得する講習会を行います。
多数の人が利用する事業所では、防火管理者の資格を有する人の中から防火管理者を定め、消防本部に届出をする必要があります。
資格者がいない事業所は必ず受講し、防火管理者を選任してください。
日時 6月13日(木)、14日(金) 8時30分～16時30分
場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ※駐車場なし
対象 市内および坂戸市在住在勤で各事業所において管理監督的な地位にある方
定員 60人(申込順)
費用 3650円(申込み当日に集金)
申込み 5月30日(木)、31日(金) 8時30分～16時までに消防本部予防課へ直接

防火管理者を選任すべき防火対象物	選任すべき防火管理者	
	甲 種	甲種または乙種
老人短期入所施設、養護老人ホームなどで収容人員が10人以上	延べ面積に関係なく全て	-
飲食店、マーケット、保育園、幼稚園、病院、老人デイサービスセンターなどで収容人員が30人以上	延べ面積300㎡以上	延べ面積300㎡未満
共同住宅、学校、図書館、工場、倉庫、事務所などで収容人員が50人以上	延べ面積500㎡以上	延べ面積500㎡未満

下新田の一部地域の地籍調査を行います

問合先 道路建設課道路管理担当

市では、国土調査法に基づき、下新田の一部の地域について地籍調査事業を実施します。
この調査は、皆さんの所有している土地の地目、境界、面積などを調査・測量し、現地に合った正確な地籍図(公図)と地籍簿(簿冊)の作成を目的としています。
調査の実施区域内に土地を所有している方は、境界の確認や設置、現地調査において、



立ち合いをお願いすることになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

坂戸指揮車、坂戸西1号車を更新配備！

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合本部警防課 ☎281・3116

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、坂戸消防署に坂戸指揮車、坂戸消防署西分署に坂戸西1号車を更新配備し、運用を開始しました。
坂戸指揮車は、災害時ににおける指揮統制や情報収集を目的とした資機材を多く積載した構造であり、多種多様化する災害に備えています。
坂戸西1号車(水槽付消防ポンプ自動車)は、1500ℓの水を積載するとともに、消火活動における水損防止並びに少量の水で消火可能な圧縮空気泡消火装置(CAFS)を搭載しています。また、狭



坂戸西1号車 坂戸指揮車

い地域や長距離でのホース延長を考慮した電動アシスト機能付ホースカーを装備していることから、災害発生時ににおける円滑かつ効果的な活動が期待されます。